

平成21年12月4日

年末の資金繰り電話相談窓口について

中小企業の年末資金繰り支援のため、中小企業庁・経済産業局は12月30日（水）まで、お電話での相談にお答えいたします。

1. 中小企業庁、経済産業局は、年末12月30日（水）まで、新たな制度（条件変更対応保証）の概要を含め、年末資金繰りのご相談にお電話にてお答えいたします。
※相談時間は9時～17時。土日、祝日も対応いたします。
2. また、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会でも12月30日（水）まで土日、祝日も含めて電話対応を行います。
3. 具体的な相談窓口については、別紙をご覧ください。

（本発表資料のお問い合わせ先）

中小企業庁事業環境部金融課長 多田

担当者：木村、丸田

電話：03-3501-1511（内線 5271～5）

03-3501-6280（直通）